

平成30年3月27日  
青森県危機管理局  
原子力安全対策課

## 青森県地域防災計画（原子力編）修正案の概要

	H27 4月	7月	10月	1月	H28 4月	7月	10月	1月	H29 4月	7月	10月	1月
防災基本計画 修正												
原子力災害対策 指針改正												
原子力災害対策 マニュアル改訂												
原子力災害対策 関係府省会議												
県防災対策 の検討												

### 今回の主な修正内容

- ①核燃料施設等に係る防護対策の具体化
  - ・サイクル施設（MOX燃料工場含む）等の原子力災害対策重点区域の追記等
- ②国の組織関係と役割を事故の事態別に再整理
  - ・情報収集事態について記載
- ③避難退域時検査・簡易除染等の実施
- ④原子力災害医療体制の整備
  - ・原子力災害拠点病院の指定等

- ⑤予測的手法から実測値の重視へ
  - ・実測値に基づき避難や一時移転を判断
- ⑥自然災害との複合災害発生時の防護措置の考え方
- ⑦「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」の反映
- ⑧県防災対策強化検討委員会を踏まえた見直し
  - ・マニュアルを踏まえた原子力災害時における県の体制の見直し

## 青森県地域防災計画（原子力編）修正案の概要

青森県地域防災計画（原子力編）については、昭和47年に作成して以降、国の防災体制の枠組みの変更、対象施設の追加等に合わせて修正を行ってきたところである。

今回は、前回（平成26年2月）の修正後、核燃料施設等に係る防護対策、原子力災害医療体制の整備等を反映した原子力災害対策指針の改正内容等を踏まえ、青森県地域防災計画（原子力編）を修正するものである。

### 1. 主な修正の内容

#### ① 核燃料施設等に係る防災対策の具体化

（原子力災害対策指針（平成29年3月22日及び7月5日改正）の反映）

○MOX燃料加工工場及び使用済燃料貯蔵施設を対象として追加

○原子燃料サイクル施設、六ヶ所保障措置分析所、リサイクル燃料備蓄センターにおける原子力災害重点区域の明確化

#### ② 情報収集事態について追記

（原子力災害対策マニュアル（平成27年6月19日改訂）の反映）

#### ③ 避難退域時検査・簡易除染の実施について明記

（原子力災害対策指針（平成27年8月26日改正）の反映）

#### ④ 原子力災害医療体制の整備

（原子力災害対策指針（平成27年8月26日改正）の反映）

○原子力災害拠点病院の指定、原子力災害医療協力機関の登録等の原子力災害医療体制及び原子力災害医療活動に関する事項を追記

#### ⑤ 予測的手法から実測値の重視へ

（原子力災害対策指針（平成27年4月22日改正）の反映）

○実測値に基づき、避難や一時移転を判断することに伴う予測的手法関係（緊急時迅速放射能影響予測システム）に関する記載の見直し

⑥ 自然災害との複合災害発生時の防護措置の考え方

(原子力災害対策関係府省会議(平成29年7月24日)の反映)

- 地震、津波、暴風雪との複合災害の場合における、PAZ内及びUPZ内の対応について追記

⑦ 「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方」の反映

- 広域避難における市町村間の調整について記載

⑧ 青森県防災対策強化検討委員会を踏まえた見直し

- 原子力災害時の県の活動体制の明確化

- 県の災害対策本部の組織等について、自然災害に準じ、原子力災害対策等に必要な人員の調整を図る旨明記

⑨ その他所要の修正

- 原子力災害に係る自衛隊の災害派遣の手続の明確化

- 原子力災害に係る緊急消防援助隊の応援要請の手続の明確化

- 避難及び一時移転等に時間を要する要配慮者等が活用する放射線防護対策施設の記載について明記(原子力災害対策事業費補助金交付要綱の反映)

- UPZ外の防護措置については、必要に応じてUPZと同様の緊急事態応急対策を実施することについて記載(原子力災害対策指針の反映)

- 県の組織改正の反映、記載の明確化、字句の修正等

## 2. 主な修正箇所一覧

※頁は、新旧対照表のものを示す。

※修正内容の丸数字は、「1.修正の概要」に対応。

⑧その他のうち字句の修正等軽微な修正を除く。

修正箇所		頁	修正内容	
<b>第1章 総則</b>				
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	1. 原子燃料サイクル施設	(1)、(2)、(5)	5, 6	①
	4. 使用済燃料貯蔵施設		7	①
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	1. 発電用原子炉施設	(1)、(2)	7	①
	2. 再処理施設		8	①
	3. MOX燃料加工施設		8	①
	4. その他の原子力施設		8	①
	表 原子力災害対策重点区域		10	①
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施		11	①
第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	6. 受入市町		17	⑦
<b>第2章 原子力災害事前対策</b>				
第7節 緊急事態応急体制の整備	9. 原子力災害医療派遣チーム要請体制		29	④
	10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化		29	③
	12. モニタリング体制等	(2)	30	⑨
	12. モニタリング体制等	(6)	31	⑤
第8節 避難活動収容体制の整備	1. 避難計画の作成		32	①
	2. 避難所等の整備	(1)	32	⑨
		(3)	33	⑨
	3. 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	(2)、(3)	34	
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	3. 原子力災害医療活動用資機材及び原子力災害医療体制等の整備	(1)～(5)	37, 38	④
<b>第3章 緊急事態応急対策</b>				
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	1. 施設敷地緊急事態発生等の連絡	(1)～(2)	44～46	①②
	図 連絡体制(使用済燃料貯蔵施設)		53, 54	①
第3節 活動体制の確立	1. 県の活動体制	(1)、(2)	56, 57	⑦
	2. 警戒態勢2号-1		57	⑧
	3. 警戒態勢2号-2		57	⑧
	4. 災害対策本部の設置	(1)～(4)	57～65	⑧
	5. 原子力災害合同対策協議会への出席等		65～67	⑧
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施		72	①
		(3)	72	⑨
	2. 自然災害との複合災害が発生した場合	(1)～(3)	74～76	⑥
	5. 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施		78	③
	7. 要配慮者への配慮	(4)	79	⑨
第9節 救助・救急、消火及び医療活動	2. 原子力災害医療活動等	(1)、(2)	83～87	④